三条市立一ノ木戸小学校「いじめ防止基本方針」

◇ はじめに

この三条市立一ノ木戸小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)は、いじめ 防止対策推進法(平成 25 年法律 71 号以下「法」という。)第 13 条の規定に基づき、本校におけ るいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係*1にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響*2を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(法第2条)

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様*3があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

- ※1「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ※2「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

※3「多くの態様」の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりけられたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条2項で、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍する等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※4とされている。

※4具体的ないじめ類似行為の例

・インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、被害児童がそのことを知らずにいるような場合など

いじめは、全ての児童に関係する問題である。これらを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを見逃すことがないようにすることを旨とする。

そのために、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、学校は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識 しつつ、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの背景にも目を 向け、いじめ問題の克服を目指す。

特に学校の対応においては、下記の構えをもって推進していく

- いじめは絶対に許されない行為であると認識する。
- ・ いじめの対応については、早期発見、早期対応を旨とした対応の充実を図る。
- いじめの防止は、教職員が自らの問題として、徹底して取り組む。
- ・ いじめをなくすために、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努める。
- 幼保中、教育委員会や警察等の関係機関との連携を図り、問題を抱える児童に応じた指導、支援を積極的に進める。

(1) 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いということを明確にし、 毅然とした態度で対応する。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行 為と同様に許されない。

(2) いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うこと

児童や保護者の悩みを親身になって受け止め、児童の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて 鋭敏に感知するよう努める。学級や学校にはいじめが発生し得るという危機意識をもつ。

(3) いじめの問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、人権教育を通してかけがえのない生命、仲間と共に生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することに努める。

(4) いじめの問題は、学校・家庭・地域社会など全ての関係者が、一体となって真剣に取り組む ことを要請すること

いじめの解決に向けて関係者の全てが、それぞれの立場から責務を果たす。また、地域住民の協力を得ながら、児童への現場指導と学校や家庭への通報等を要請する。

2 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

当校のいじめ防止学習プログラムが目指すもの並びにその方針については以下の通りである。

- ・ 教育活動の全般をピースメソッドの視点で位置付け、年間の活動を通して、児童生徒にいじめの防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。また個々の活動の中に必ずいじめ防止の視点、絆を深める視点、人間関係の円滑化を図る視点を設け、個々の活動を計画する。
- ・ 全教職員が、児童の実態について当事者意識をもって話し合い、その過程を通して共通理解 を図るようにする。その共通理解の基、活動計画を立案し、見通しをもって年間を通して活動 を展開する。

月	活動
	* ゴシックは,第二中学校との連携
4月	学級経営研修会 1年生を迎える会 子どもを語る会
	さわやか元気あいさつ運動(毎月15日)
5月	運動会メッセージ交換
6月	リトルティーチャー活動 いじめ見逃しゼロ強調月間 Q U検査
7月	1 学期いじめ実態調査アンケート 教育相談 (こころの日) QU検証会議 I
8月	生徒指導研修会 子どもを語る会
9月	リトルティーチャー活動 体育祭メッセージ交換
10月	いじめ見逃しゼロ強調月間 QU検査Ⅱ 合唱コンクールメッセージ交換
11月	2 学期いじめ実態調査アンケート 教育相談 (こころの日)
	いじめ見逃しゼロスクール集会(グッドマナー朝会)
12月	QU検証会議Ⅱ
1月	
2月	3学期いじめ実態調査アンケート
3月	六年生を送る会 卒業式

(2) 小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止のための教育活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

このことから、思春期教育の充実や小・中学校間のハードルを低くし、中学校への適応がスムーズに 行われるよう、体験入学等の充実や情報交換に努めて、小・中学校の対応、指導の一貫性を図ることが 重要である。具体的には、児童理解を深めるため小・中学校相互で定期的な授業参観や懇談会を設定 し、児童のいじめや人間関係のトラブルなど、個々の事例について焦点を絞った話し合いをすることが 必要である。その結果を双方で指導実践に生かすことにする。

<取組>

- ・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小中交流活動、異学年交流活動、地域連携活動 (いじめ見逃しゼロ運動) (深めよう絆スクール集会) (SSTの実施)
- ・自治能力の育成…児童会活動、町内活動での自主的計画運営活動
- ・学級づくり…SGEを取り入れた特別活動、行事を通してのグループ活動の充実(振り返り 活動)、QUを活用した学級経営の充実
- ・授 業 づ く り…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にする心の育成

3 いじめ防止の早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたり するなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。また、様々な理由で本人が その事実を否定することがある。教職員は、ささいな兆候も見逃さず、いじめではないかとの疑い をもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめ を積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努 め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なア ンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把 握に取り組む。

また、教職員は、配慮が必要な児童(発達障がいを含む障がいのある児童、海外から帰国した児 童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童、性同一性障がいや性的指向 ・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難してい る児童・各種感染症に羅漢した児童やその家族など)に対する正しい認識と理解の促進を図り、学 校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

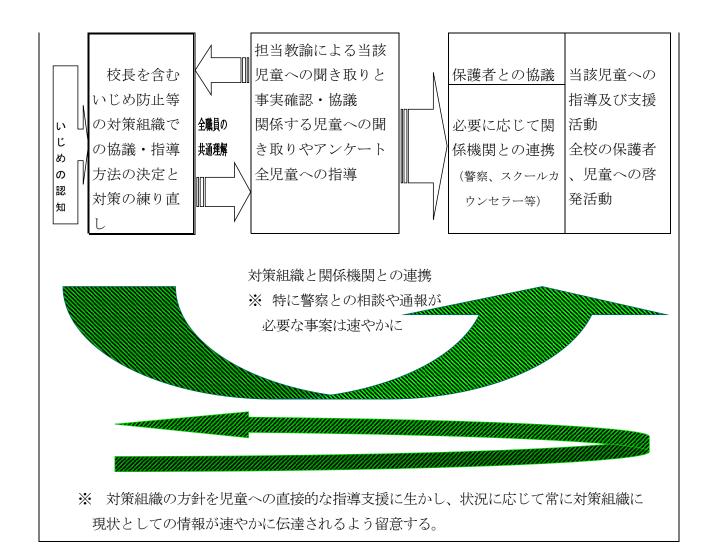
- <取組> ・いじめ実態調査…生活ノート、生活アンケート、いじめ調査アンケートの実施
 - ・教 育 相 談…定期教育相談会の実施、教育相談・声かけ運動の実施
 - ・QU…学級満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキルの診断
 - カウンセリング…スクールカウンセラーの活用
 - ・児童会の活動 …児童会の自発的、自治的活動における意見箱の設置

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、 被害児童のケアを最優先に掲げ、当該児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人 格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職 員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。

<取組>



くいじめの解消>

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも 3 ヶ月)継続していること。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保 護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当

該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

5 いじめ防止等のための組織について

- (1) 名 称 この組織を「一ノ木戸小学校いじめ防止推進会議」とする。
- (2)構成員 校長、教頭、学年主任、生活指導主任、養護教諭、警察のスクールサポーター、 スクールカウンセラーを構成員とする。定期的、組織的に中学校との情報交換の 場を設ける。

※事案によっては学識経験者やPTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。 ※スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委が直接依頼する。

(3)組織の具体的な役割

- ・ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のためいじめの**相談**・通報を受け付ける**窓口**としての役割 (主な窓口は、教頭とする)
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動など に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

6 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

- ① 「いじめにより」当該学校に在籍する児童等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※「いじめにより」とは、前述に掲げた児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。 また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

< 状況の例 >

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

①重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その中にあって、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

②重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

7 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校評議員、PTA、後援会、自治会、育成会と連携していじめ防止 等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCA サイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。

(令和4年5月11日 一部改訂)

